

別紙

仕 様 書

1. 調達物品の品名・品質規格・予定数量は以下のとおりとする。

品目	品質規格	予定数量
レギュラーガソリン	JIS K2202 2号	20,000L
灯油	JIS K2203 1号	5,000L

2. 数量の異動

発注者の都合により契約物件の予定数量に異動を生じても、受注者は異議を申し立てないものとする。

3. 納品確認

受注者は発注者に契約物件を納入するときは、品目及び数量のほか、車両に給油する場合は登録番号を記載した給油納品書（以下「納品伝票」という。）を発注者に交付するものとする。

また、発注者は、交付された納品伝票と品目及び数量を確認のうえ署名又は記名押印し、受注者にその受領書を交付するものとする。

前項の受領をもって、所有権は発注者に移転するものとする。

ただし、納品伝票の記載事項中、数量を訂正したもの及び発注者の署名又は記名押印のないものは無効とする。

4. 簡易点検

受注者は発注者から以下の簡易な点検等を依頼された場合は点検等を行うものとする。

また、点検の結果は発注者へ報告し、異常がみられる場合には別途整備料金が発生しない範囲内で整備等を行うものとする。

(1) タイヤ（摩耗・傷・亀裂・空気圧等）

(2) バッテリー（液量等）

(3) エンジンオイル（油量・汚れ等）

(4) ブレーキ液（油量・汚れ等）

(5) ラジエーター（液量等）

(6) ウォッシャー液（液量等）

(7) ワイパーブレード（亀裂・損傷 等）

5. 請求

この請求は契約期間中、月 1 回を超えることはできない。その際の端数処理は、油種ごとに 1 円未満を切り捨てとする。3 月期の請求は早急に行うこととする。

6. 予定数量増に伴う変更契約

契約期間満了の日以前に、発注者の検査に合格し所有権の移転した数量が、頭書の予定数量の 20%を超える場合は、協議のうえ変更契約するものとする。

7. 契約単価の変動による変更契約

契約単価の変更は変更契約により行うこととし、原則として「入札日の直前の基準価格又は変更契約日の直前の基準価格」（以下「現行の基準価格」という）から、その月の第 3 週の基準価格の差が、3 円以上変動した場合において、変更できるものとする。

この場合、変更要件を満たす油種が 1 つであっても、すべての品目の契約単価を変更できるものとする。

上記によらない契約単価の変更については、発注者、受注者協議のうえ、変更契約にて変更することができるものとする。

なお、上記「基準価格」とは、経済産業省資源エネルギー庁が公表する「給油所小売価格調査」の秋田県の 1 L 当たりの価格（灯油は 1/8 で割った額とし、小数点第 3 位以下四捨五入とする）とし、ガソリンはレギュラー、灯油は配達とする。

8. 納品方法及び納品場所

ガソリンの給油方法は、別紙「納入先一覧」から概ね 10 km 以内の給油所等において車両もしくは携行缶へ供給する店頭渡しによるものとし、灯油の給油方法は、別紙「納入先一覧」の各官署に設置しているホームタンク・携行缶等への配達によるものとする。

別紙

納入先一覧

納入先	所在地	電話
米代東部森林管理署 長木森林事務所	〒017-0031 秋田県大館市上代野字中岱3-23	0186-50-6133（署） 0186-48-5156（長）
花輪森林事務所 八幡平森林事務所	〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字上中島11-1	0186-23-2103（花） 0186-23-2530（八）
大湯森林事務所 止滝森林事務所	〒018-5421 秋田県鹿角市十和田大湯字上ノ湯1-78	0186-37-2256（大） 0186-37-3990（止）
小坂森林事務所	〒017-0201 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上田表12-12	0186-29-2322
岩野目森林事務所	〒018-3505 秋田県大館市早口字上野55	0186-47-3800
扇田東森林事務所	〒018-5701 秋田県大館市比内町扇田字上中島13-1	0186-55-3237
羽立森林事務所	〒018-3501 秋田県大館市岩瀬字羽立60-4	0186-53-2001
鷹巣森林事務所 七日市森林事務所	〒018-3454 秋田県北秋田市脇神字高村岱1-11	0186-62-2105（鷹） 0186-62-5371（七）